いま、我が国は男女共同参画社会を目指して、職場、学園、地域、機関、自治体そして国 レベルなど様々な次元で取組が進んでいます。

愛知教育大学では、本学「大学憲章」制定のもとで、2005年の男女共同参画基本計画(第二次)の閣議決定を受け、2007年に「男女共同参画マスタープラン」を定めて以来、学内での取り組みを進めて参りました。

その後、2010年12月の男女共同参画基本計画(第三次)の決定を受けて、これまで学内の 男女共同参画委員会で対応を検討してきましたが、およそ1年半の討議を経て、このたび「愛 知教育大学男女共同参画マスタープラン(2013改訂版)」が完成しました。

ここに学内構成員の皆様に公開し、その具体化のための様々な取組をお願いします。 今後も引き続き男女共同参画社会を創り出すための建設的なご意見・ご指摘などをいただければ幸いです。

今後も、学内の「男女共同参画オフィス(仮称)」の設置や次世代育成支援のための取組等、たくさんの課題に真摯に取り組んでいく所存です。皆様のお力添えとご協力を重ねてお願いします。

## 愛知教育大学 男女共同参画マスタープラン(改訂版) 2013 年 4 月

愛知教育大学男女共同参画委員会

## I 男女共同参画についての愛知教育大学の取組

愛知教育大学は、「大学憲章」で「平和で豊かな世界の実現に寄与しうる人間の教育をめざす」ことを教育目標に掲げ、「すべての構成員が相互に基本的人権と両性の平等を尊重し、教育研究活動におけるあらゆる差別や抑圧などの人権侵害のない大学を実現する」ことを運営の理念としています。この理念のもとに大学構成員が協力して、他者理解と自己啓発の学びの創造、多彩な分野の教育・研究の開発、就労環境の改善に取り組んでいます。

このような基本姿勢に立ちつつ、さらに男女共同参画社会の実現に向けて先導的役割を 果たすという責務に鑑みて、2006 年 4 月、男女共同参画委員会を設置して、本学の抱える 諸課題に取り組んできています。

この間、「第2次男女共同参画基本計画」が2005年12月に閣議決定され、この計画に掲げられた施策が、国や地方公共団体や国民各層の連携により、その実現に向けて様々に取り組まれてきました。そして、2010年12月17日には、「第3次男女共同参画基本計画」が

閣議決定され、全面的な改定が行われました。その要諦は、1999 年 6 月の男女共同参画基本法施行後約 10 年間の反省を踏まえて、「実効性のあるアクションプラン」「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」「国際的な概念や考え方(ジェンダー)の重視」を柱とする抜本的な再構成にあると言えます。

このような全面改編を受けて、私たちもこれまでの取組を見直しつつ、今後の新たな活動計画を立案するに至りました。そこで、これまでの「愛知教育大学男女共同参画 マスタープラン」(2007年制定)を改訂して、次章に挙げる基本方針に基づく取組を強化することとしました。

この内容は、2007 年版の基本的立場は引き継ぎつつも、国立大学法人としてますます多面的で多角的な活動が展開していく時、大学、附属学校園のいずれにおいても、構成員が安心して生活でき、学びと教育・研究に、また管理運営に参加できるような大学・学園づくりをめざすことに特に留意してまとめました。

ポイントとしては、第3次基本計画の趣旨を受け止めた次の五項目です。

- ① 女性をはじめとする多様な人材の活用
- ② 多様な生き方を尊重し、男性の視点からも男女共同参画を捉えること
- ③ 様々な困難な状況に置かれている人々への対応に役立つ職場環境づくり
- ④ 言論抑圧や暴力を容認しない社会認識の徹底
- ⑤ 誰もが出番と居場所のある大学・学園の共同社会づくり

## Ⅱ 男女共同参画を推進するための基本方針

- (1) 男女共同参画社会の実現に率先して取り組む人材を養成するために、男女共同参画 に資する教育・学習・研究を充実する。
- a 男女共同参画を促進する大学教育カリキュラムの確立
- b 男女共同参画を促進する教育・研究環境の実現
- c 本学の全ての学習の場における男女平等(ジェンダー・エクィティ)の確立
- (2) 働き、学び、教育・研究する場としての大学において、男女共同参画を一層促進するため、諸条件の改善を積極的におこなう。
- a 女性の積極的採用や、性差別のない昇進の促進などによる雇用の男女平等の実現と、 個人の能力を積極的に活用できる職場づくり
- b ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた効果的かつ具体的な支援施策の実施
- c セクシャル・ハラスメント等のない人権が保障される環境の実現
- d 性別による役割分担や振る舞いに対する固定的意識の改革

- (3) 地域に開かれた大学として、地方公共団体や民間の諸機関との共同・連携を図り、 男女共同参画社会をめざす活動に積極的に貢献する。
- a 広く教育の場における男女共同参画社会実現をめざす実践への支援
- b 公開講座の開設等を通じた地域の男女共同参画に関する生涯学習の支援